財務省第9入札等監視委員会 平成21年度第1回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成 21	年10月2日(金) 大阪国税局 第7会議室
 委 員		文保 宏之 (関西大学大学院法務研究科 教授)
, A		公川 正毅 (大阪大学大学院高等司法研究科 科長)
	女只 1	AN 正教 (八成八千八千时间 中间从时几时 14 区)
審議対象期間	平成 21	年4月1日(水) ~ 平成21年6月30日(火)
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契 約 件 名:平成 21 年度緊急修繕等工事<釜関係・枚方ほか3 宿舎> 契約相手方:杉山住機 株式会社 契 約 金 額:15,660,750 円(予定調達総額)
		契約締結日: 21 年 4 月 30 日
		担 当 部 局:近畿財務局
随意契約(公共工事)	一件	
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名:南税務署の庁舎警備業務 契約相手方:株式会社 京伸 契約金額:12,389,832円 契約締結日:21年4月1日 担当部局:大阪国税局
随意契約(物品役務等)	一件	
応札(応募)業者数1者 関連	2件	契約件名:平成21年度閉庁日における神戸麻薬探知犬維持管理の単価契約 契約相手方:有限会社 阪神警察犬訓育所 契約金額:2,192,400円(予定調達総額) 契約締結日:21年4月1日 担当部局:神戸税関 契約件名:平成21年度関西空港島内における大阪税関官用車用燃料油購入の単価契約 契約相手方:株式会社 JOMOネット 契約金額:2,283,600円(予定調達総額) 契約締結日:21年4月1日 担当部局:大阪税関
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	下記のの	とおり
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	なし	

答

平成 21 年度緊急修繕等工事<釜関係・枚方ほか 3宿舎>

契約相手方:杉山住機 株式会社

契約金額:15,660,750円(予定調達総額)

契約締結日:21年4月30日担当部局:近畿財務局

本案件は、合同宿舎のガス管配管工事及びガス 給湯設備の修繕工事であるが、取替対象物品は既 設置物品と全く同様の物品に取替えるのか。

仕様書ではどのようなタイプの物品であるか のみを明示し、製造メーカーまでは特定していな いということか。

応札者において、取替対象物品の調達に要する 期間が必要なのか、それとも在庫対応が可能であ るかにより、応札額に影響を与えるのではないか と思料するが、落札者の契約締結日から工事完了 日までの期間についても、何日以内に実施しなけ ればならない等の条件を設定しているのか、それ とも工事期間等に制限を設定することなく、一般 的な工事期間によるものであるのか。

調査基準価格とはなにか。

取替対象物品は、例えば 10 年近くが経過した 物品もあり、全く同様の製品が存在しないものも 含まれている。

したがって、基本的に同等の製品を当局において例示し、仕様書に列挙している。ただし、取替対象物品のうちガス給湯器については、バランス釜からガス給湯器への移行としているため、全く別の物品となっている。

そうである。

本案件に応札する者においては、一定の材料を 想定する必要があることから、仕様書の中で各メ 一カーの品番を明示しているが、当該物品でなく ても、基本的に同等品以上であれば可としてい る。

具体的な期間は設定せず、一般的な工事期間としている。

また、取替対象物品は市場に流通しているもの を明示しており、調達に時間を要するものでもな く、調達期間における応札額への影響はないと考 えている。

(会計法第 29 条の6ただし書及び予算決算及 び会計令第 84 条から第 91 条の規定に基づき、調 査基準価格を設定する。)

調査基準価格を下回る入札額であった場合には、その者が当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査を実施しなければならないというものである。

調査基準価格は直接工事費や共通架設費等に 一定の割合を乗じて算出している。

本案件についても調査を実施したのか。
そうである。

本案件については、非常に安価であるという印象であるが、それについて契約の適正な履行が期待できないと判断されなかったのか。

本案件は予算決算及び会計令第 86 条第 1 項に 基づく調査を実施した上で、落札決定している。

当該調査により、当局の予定価格と比し非常に 安価な応札金額となっているが、直接工事費については妥当であり、いわゆる経費の削減により応 札金額が安価となったことが判明し、適正な履行 が可能であると判断したものである。

了解した。

本案件と類似した入札は、毎年発生するのか。

本案件は予定価格と応札金額に開差が生じている。

本年度の応札状況が特殊なのか。

過去の実績による本年の応札状況について、何 か考慮していることがあるか。

また、予定価格の積算に当たっては、物品の単価等の市場調査を実施する一方で、前年も類似した入札を実施しているのであれば、過去の実績等は考慮しないのか。

そうである。

本年においても類似した入札を実施している が、当該入札においても安価な応札金額であっ た。

予定価格の積算に当たっては、基本的に、現在 の標準価格等を調査して積算することとしてい る。

また、予定価格とは、基本的には会社の利益、 現場経費、共通架設費及び共通経費等を積み上 げ、又は、ヒアリングすることにより実勢価格を 算出している。

応札者が落札するためには、各経費等を削減することとなるが、共通経費の削減率が高いことが 一般論として言えると考えている。

ただし、応札者が過去に経費を削減し応札しているのであるからといって予定価格の積算に当たってもそれに応じた削減を見込むべきではないと思料している。

予定価格の算定に当たっては、公表されている 価格等を基本に諸事情等を総合的に勘案し、実勢 価格を算出しているため、基本とした公表価格等 を信用せざるを得ないと考えている。

本案件の予定価格に対応する入札参加資格者は、A等級に該当する者であるが、応募する者が 少数と見込まれるため、A~Cとしたものであ る。

仮に来年度も類似した入札を実施する場合に、 本年度と同様の積算方法により予定価格を積算 するのであれば、本年度の応札状況を考慮すべき ではないか。

競争入札に参加する者に必要な資格をA~C 等級としたのはなぜか。

南税務署の庁舎警備業務

契約相手方:株式会社 京伸契約金額:12,389,832円 契約締結日:21年4月1日 担 当 部 局:大阪国税局

入札状況調書を見ると、A等級の業者が高額な 応札金額であり、それ以外の等級の、いわゆる中 小企業が安価であるとういう状況が見て取れる。

中小企業が落札するために、無理をして安価な 金額で応札している印象を受ける。

それについて、なにか推察していること等があるか。

本案件は警備業務であり、また、警備対象物件 も非常に重要な位置付けとされているものであ るが、警備業務の品質について懸念している。

例えば、従事者の労働条件を低下させることにより人件費等を削減した結果、警備業務を適正に履行できない等が一般的に心配されることであるが、それについて落札者に問題はないと判断しているのか。

本案件については、警備業者固有の特別な装備等は必要としているのか。

警備業者固有の特別な装備等を必要としないのであれば、いわゆる大企業だけでなく、従事者である警備員を派遣することが可能な中小企業も、十分に業務が可能であるということか。

私見であるかもしれないが、一般的に、警備会 社のアウトソーシングは比較的高齢者の方を派 遣する傾向があるように思われる。

重要な物件の警備を委託するには、警備員には 一定のレベルが必要である。

しかし、本案件において安価で応札するという ことは、警備員の人件費を削減するしかなく、結 果的に業務の品質の低下となる恐れがあるので はないか。

警備員を厚遇すれば良い人材が集まる。

厚遇すれば、期待以上の警備を行うことができるとは限らないが、今回、予定価格に対応する入札参加資格者はB等級に該当する者であるにもかかわらず、競争入札に参加する者に必要な資格をA~C等級に拡大し、結果的にC等級の者が上位を占めている結果をかんがみ、必要な資格を拡

当局もご質問のとおりの印象を受けている。

ただし、本案件の落札者は前年度の契約業者と 同様であり、ノウハウを有していることで価格を 抑えることが可能であったと推察している。

本案件については、応札者から事前に応札条件 証明書を徴している。

応札条件証明書には、当局の仕様に合致した従事者を派遣できる旨を証明した書類等を添付することとし、確認を行った上で入札を実施しているため問題はないと判断している。

従事者を配置して、巡回や監視業務等を実施することが主たる業務となるため、例えば、警備業者固有の設備を新たに設置し、警備業務を行うというものではない。

そうである。

仕様書に定めた資格等を有する者を派遣する ことが可能であるならば、問題はない。

人件費を抑えるためには、高齢者の方を派遣するという企業は少なからず存在していると思料 している。

当局の仕様に基づく警備員の派遣が可能なC 等級の者が存在している以上、中小企業の受注機 会の拡大という観点からC等級まで拡大したも のである。

競争参加資格の等級は、各企業の信用度や能力を示しているのではなく、いわゆる企業の規模を示している。

したがって、信用度や能力は、実際に業務を実施した結果の検証によらざるを得ないのが現状である。

大したことについて、若干の疑問等を感じるところである。

しかし応札の状況を見ると、B等級に限定していれば応札者なしという結果であったし、A及びB等級とすれば現在の契約金額より高額な金額での契約となっていた可能性が高い。

この競争参加資格の等級は、各企業の信用度や能力を示しているのか。

南税務署の庁舎は承知しているが、一般的な庁舎であるという印象しかない。それだけに、より質の高い警備を実施するべきであると考えるが、 国民から預かった大切な税金を使用することを考えると、より質の高い警備をより安価に行える方法を、今後においても考慮いただきたい。

平成 21 年度閉庁日における神戸麻薬探知犬維持 管理の単価契約

契約相手方:有限会社 阪神警察犬訓育所契約金額:2,192,400円(予定調達総額)

契約締結日:21年4月1日 担当部局:神戸税関

本案件の契約期間は1年間か。

年度ごとに受託者が変更する可能性があるが、 麻薬探知犬の立場からいうと、従事者が変更する よりは、特定の者が従事するほうがよいのではな いか。

本案件は、単価契約であり、神戸税関の都合により増減できるとされている。

受託者は、休日に業務を行うこととなるが、増減とはなにを想定しているのか。

より質の高い警備をより安価に行うには、前掲 の応札条件証明書の内容を更に厳格化し、より質 の高い警備員を派遣できる応札者において価格 競争を行うべきであると考える。

その内容については、今後、検討する。

そうである。

ご質問のとおりである。

麻薬探知犬に最も活躍してほしいときに活躍するには、環境の整備が必要であり、本来は、ハンドラー(麻薬探知犬を扱う職員。麻薬探知犬の訓練・育成にも従事する。)が、休日であっても常に麻薬探知犬の世話を行うのが理想である。

しかし、そのような体制は不可能であるため、 1年間を契約期間として、極力、同一の者が従事 することによって、麻薬探知犬のストレスを軽減 している。

我々税関職員は、いわゆる社会物品等の取締業 務を行っている。

したがって、事件発生時には、休日であっても 出動要請されることがある。

出動要請された場合には、ハンドラーが当該業

過去において、落札者との契約実績は有しているのか。

本案件について、興味を示した業者、又は、仕 様の内容に対する問い合わせを行った業者等は いたか。

また、本業務について、他の方策等は検討したか。

過去に従事者や受託者が変更したことで、麻薬 探知犬がストレス等を受け、麻薬探知犬としての 業務に支障を来たしたことはなかったか。

平成 21 年度関西空港島内における大阪税関官用 車用燃料油購入の単価契約

契約相手方:株式会社 JOMOネット 契約金額:2,283,600円(予定調達総額)

契約締結日:21年4月1日担当部局:大阪税関

関西空港島内には落札者以外にあるのか。

本案件における入札参加者は、落札者以外に想定されるのか。

関西空港島内に限定することなく、対岸で給油を行ったほうが安価なのではないか。

務を行うこととなるため、受託者の業務は不要と なり、予定数量を下回る結果となる。

落札することができなかった年度もあるが、神戸税関に麻薬探知犬が配備された頃から、入札に参加しており、落札した実績もある。

大阪税関においても同様の業務を行っているが、過去に大阪税関と契約実績のある業者が本案件を落札した年度もあった。

しかし、受託者事務所が遠方にあり、交通コストが多額となったため、採算が合わなかったと聞いている。

また、ペットホテル等を利用する方策等も考慮したが、麻薬探知犬のような大型犬は1泊あたり4,000円~5,000円程度が必要となり、6頭が120日間利用すると、3,000,000円程度の経費を要する。

コスト面と麻薬探知犬のストレス軽減とを考慮しても、本案件による調達が最も合理的である と判断している。

業務を行うのが休日のみと短期間であるため、 過去において麻薬探知犬の業務に支障が認められた等の事例はない。

落札者以外にはない。

基本的に、現状では想定できない。

しかし、関西空港島内に新規に設備を構築すれば応札が可能であるし、入札参加者を募るために、広く公告を行うことは必要であると認識している。

対岸の価格は関西空港島内の価格と比し安価であるが、関西空港連絡橋の通行料と給油先までの移動に使用する燃料費を考慮すると、本案件による調達が安価であると認識している。

本案件は単価契約であり、給油量により支払額が確定するという契約でよいか。

以前に、ガソリン価格が非常に高騰したり、価格が安定しないことがあったのを記憶している。 そのような場合の対応はどうするのか。

契約書第 15 条に契約の変更という条項に基づいて協議を行い、変更契約を締結するということか。

第 15 条は著しい事情の変更とされているが、 一般市民が甘受している程度の価格を著しい事 情の変更と言えるかについては、若干の疑義を感 じる。

前年度の状況はどうであったか。 変更契約を行った実績はあるのか。

ガソリン価格は、最も価格に変動が生じるもののひとつであるし、実際には柔軟に対応せざる得ない状況であろうことは思料できる。

また、入札により契約を締結し、著しい事情の変更があった場合であっても、契約金額を維持するのも不合理であることは理解できる。逆に、多少の事情変更が生じた場合に、協議によって契約金額の変更が可能であるのならば、入札による契約締結は意味をなさないのではないかとも考える。

第 15 条においては、「著しい」とされているが、「著しい」をどの程度、想定しているのかが、問われてくるのではないか。

このような疑義を解消するためには、例えば、 市場価格の変動状況により、何%以上の増減が生 じた場合に変更契約を行う等を契約書に明示し ていれば、解決するのではないかと考える。

ただし、本案件のように価格を事前に決定しておくというのは、ガソリン価格が高騰した際において、支払価格を抑えることができるというメリットを有している。

逆に、ガソリン価格が下落した場合には、当局の支払価格が市場価格と比し、高い価格を支払うこととなるデメリットも有していることとなる。

以上のことを考慮すると、前掲した変更契約の 条項を追加する、または、支払価格に関する計算 そうである。

変更契約を締結することとなる。

そうである。

もちろん、1円、2円の価格変動で変更契約を 締結することはないが、給油量が多量であるた め、総価格的にはかなりの変動となる。

変更契約を行った実績はある。

ご質問のとおり、ガソリン価格は近年、激しく 変動していることから、経済情勢の変動により必 要と認め、双方協議の上で契約を変更している。

変更契約を行う際の条件や支払価格の設定等については、今後、検討していく。

l,°	討してほし		